

災害廃棄物処理に係る広域体制整備の手引き

平成 22 年 3 月

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課

目 次

第1章	はじめに	1
(1)	背景及び目的	1
(2)	手引きの構成	3
(3)	用語の解説	3
第2章	災害廃棄物処理に係る広域体制	4
(1)	災害廃棄物処理に係る広域体制の必要性	4
(2)	相互協力体制の課題	5
(3)	相互協力体制の基本方針	6
(4)	相互協力体制の現状	8
(5)	広域体制の検討手順	9
第3章	広域体制に係る平常時対応	11
(1)	相互協力体制に係る役割	11
(2)	広域体制整備に係る情報共有	13
(3)	広域体制整備に係る検討	14
(4)	継続的な会議の開催	14
第4章	広域体制に係る災害時対応	15
(1)	相互協力体制に係る役割	15
(2)	広域体制構築に係る相互連絡	17
(3)	広域体制構築に係る情報共有	17
(4)	広域体制構築に係る調整	18
第5章	おわりに	19

第1章 はじめに

(1) 背景及び目的

阪神・淡路大震災では、膨大な災害廃棄物の処理について、周辺市町村の協力はもとより、周辺府県等での処理も行われた。大規模災害が発生した場合、市街地が連なっている大都市圏においては、一時に膨大な災害廃棄物が発生し、市町村内、都道府県内での対応が困難となると想定される。このため、市町村、都道府県、廃棄物関係団体、環境省がそれぞれの役割分担のもとに、広域的な相互協力体制をあらかじめ整備することが必要である。

環境省では、平成10年10月に「震災廃棄物対策指針」、平成17年6月に「水害廃棄物対策指針」を示し、廃棄物処理に係る防災体制の一層の整備を図るよう市町村に要請してきたところである（図1-1参照）。近年、東海地震、東南海・南海地震のような巨大地震、あるいは首都圏直下地震、中部圏・近畿圏直下地震のような大都市直下での地震の発生が危惧されている。また、大規模水害については、中央防災会議において「大規模水害対策に関する専門調査会」を設置して、大規模水害時の被害想定等が検討されている。このような大規模災害に対しては、国家的な対応が必要であり、国と都道府県・市町村との連携を強化するとともに、都道府県間の広域的な連携体制を確立する必要がある。

この災害廃棄物処理に係る広域体制整備の手引き（以下、「手引き」という。）は、「都道府県間及び市町村間における広域支援体制の整備に関し、必要な指導・助言その他の支援を行う」（震災廃棄物対策指針）と示されていることに基づき、作成したものであり、災害廃棄物処理に係る都道府県・市町村間の広域体制が災害時に円滑に構築されることを目的として、平常時の相互協力体制整備や災害時の支援体制構築に必要な検討事項や対応について整理したものである。

なお、手引きは、都道府県・市町村間において、大規模災害時の広域体制の必要性や役割等を整理したものであり、関係都道府県・市町村間で、地域ごとの実情に応じて、広域体制のあり方及び整備の進め方を協議するための基本的な情報として活用されることを望むものである。

手引きで対象とする業務は、都道府県・市町村が行う災害廃棄物の処理及びそれに関する一連の業務とする。

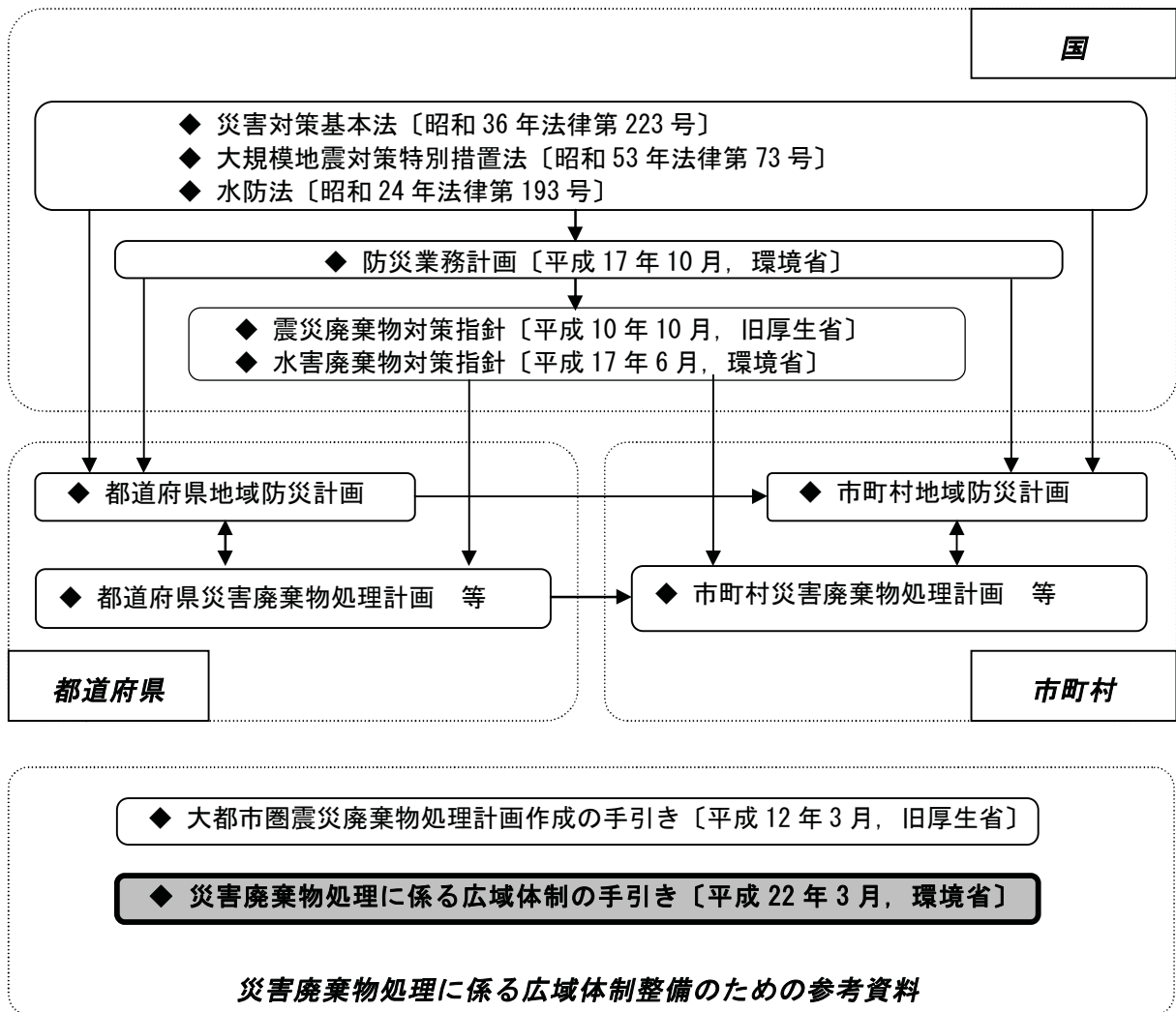


図 1-1 廃棄物処理に係る防災体制に関する各種法令・計画の位置づけ

(2) 手引きの構成

手引きの構成を以下に示す。

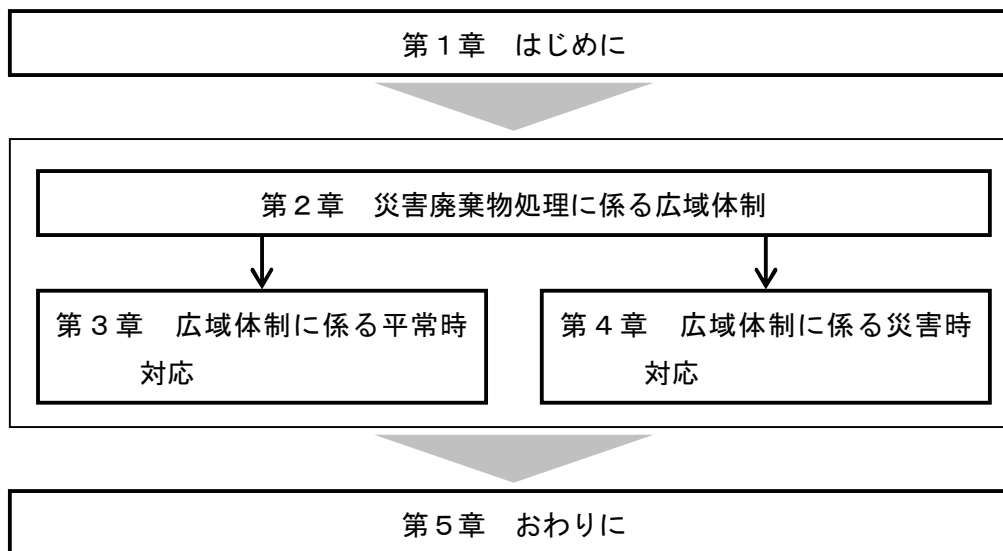


図 1-2 手引きの構成

(3) 用語の解説

手引きでの用語を以下に説明する。

大規模災害	大規模な震災や風水害等の災害であり、被災地域が都道府県域を越えて広域にわたる災害。
被災市町村	災害により被災した市町村、一部事務組合。
周辺市町村	被災市町村の周辺に位置する被災していない市町村、一部事務組合。
廃棄物関係団体	一般廃棄物あるいは産業廃棄物処理に係る民間業者の団体。
相互協力体制	都道府県間の広域的な相互協力体制、市町村間の相互協力体制、廃棄物関係団体との協力体制、等。
広域体制	大規模災害時における都道府県間の広域的な相互協力体制。
協定	地震や風水害等における災害廃棄物処理等の協力・支援に関する協定書のことで、都道府県間・市町村間あるいは都道府県・市町村と廃棄物関係団体が締結したもの。

第2章 災害廃棄物処理に係る広域体制

(1) 災害廃棄物処理に係る広域体制の必要性

阪神・淡路大震災や中越地震等の事例や中央防災会議での検討によると、大規模災害時は、広域かつ甚大な被害の発生が予測されるため、国や都道府県・市町村間における広域体制が重要となる。その中でも、災害廃棄物処理に係る広域体制は、過去災害での経験を踏まえると以下の特徴が挙げられるため、特に重要となる。

①早期の復旧・復興のためには、災害廃棄物の迅速かつ計画的な処理が重要

がれき等の災害廃棄物は道路閉塞等につながり応急対策の阻害要因となる可能性がある。また、都市復興の面からも、災害廃棄物の除去・処理は不可欠である。

②市町村単位での対応では困難であり、多方面かつ広域的な連携が必要

ごみ・がれき等の災害廃棄物処理への支援といった市町村間の連携、都道府県外での処理における委託先市町村との調整、民間業者の受入能力の確認、都道府県間の事前調整といった都道府県間の連携、広域処分場の確保、民間業者との連携が重要である。

③災害廃棄物処理に係る対応は長期的な進捗管理・調整が必要

がれき等の災害廃棄物は一時に大量に発生するが、短期間での処理は困難であるため、長期間を要することになる。そのため、処理の進捗状況に応じた広域体制の検討が必要であり、都道府県・市町村等による広域的な進捗管理及び調整が重要となる。

(2) 相互協力体制の課題

人口や経済等の中心となる都市部が甚大な被害を受け、複数の都道府県が被災する大規模災害時においては、災害廃棄物処理のために面的にも組織的にも広域体制を迅速に構築することが必要である。しかし、過去災害時の実態や現状の相互協力体制から災害廃棄物処理体制を確立する上で、以下に示す課題が挙げられる。なお、被災の規模、市町村・都道府県の被災の程度によって想定される課題は異なる。

【被災市町村の処理体制】

- ①被災市町村の被災の程度や確保可能な資機材・施設等の体制に応じて、必要な支援体制は異なってくる。
- ②災害廃棄物の処理は、平常時の廃棄物処理方法と異なることがあるため、市町村単独では対応が難しく、資機材・施設・仮置場等の協力要請が不可欠であると考えられる。
- ③市町村単独では、災害廃棄物処理に係る判断基準や体制構築のための情報などが不足することが想定される。
- ④災害廃棄物の処理を想定した契約や諸手続きが整理されていない場合、体制構築の遅れや混乱が生じる可能性がある。
- ⑤災害等廃棄物処理事業における国庫補助の適用範囲（対象とする建物の範囲や家屋解体の適用の有無）や市町村の処理事業としてどこまで対応すればよいのかの見通しが立たないため、体制構築の遅れが生じる可能性がある。
- ⑥地域の早期復旧を急ぐあまり初期体制のまま、支援体制を確定してしまうと、有効な協力支援を排除する可能性がある。

【周辺市町村との協力体制】

- ⑦災害廃棄物の処理の主体は、市町村であることから、国・都道府県の役割分担を明確にする必要がある。
- ⑧被災市町村では、支援要請の判断に必要な周辺市町村の情報が不足している場合、直接周辺市町村に支援要請することは難しい。
- ⑨市町村間の相互協力協定は、多種多様な形態で締結されているため、被災地域が複数都道府県にまたがった場合、市町村間の連絡調整は相当な混乱が予測される。

【廃棄物関係団体との協力体制】

- ⑩廃棄物関係団体との協定書について、災害時に必要な情報や行動等を具体化していない場合、発災時にうまく機能しない等の協力体制が形骸化する恐れがある。
- ⑪市町村と都道府県レベルの廃棄物関係団体が協力体制を確立する場合、都道府県による支援要請・連絡調整が必要であると考えられる。（都道府県レベルの廃棄物関係団体は、多くが都道府県と協定を締結）

(3) 相互協力体制の基本方針

都市部で大規模災害が発生した際には、被災地が複数の都道府県にまたがり、一時に膨大な災害廃棄物が発生し、市町村内、都道府県内での対応が困難と想定される。したがって、市町村、都道府県、廃棄物関係団体、国（環境省）がそれぞれの役割分担をもとに、広域的な相互協力体制を整備することが必要となる。

表 2-1 各主体が整備しておくべき相互協力体制（参考）

市町村	都道府県	国（環境省）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県との連絡体制 ・ 周辺市町村との協力体制 ・ 廃棄物関係団体との協力体制 ・ ボランティアへの協力要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村間の相互協力体制 ・ 周辺都道府県との協力体制 ・ 国との連絡体制 ・ 廃棄物関係団体との協力体制 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国的な支援体制 （都道府県、廃棄物関係団体）

出典：震災廃棄物対策指針（厚生省、平成10年10月）より追記

災害廃棄物処理に係る広域体制整備における基本的な考え方を以下に示す。

- 災害廃棄物処理の実施主体は被災市町村であるが、周辺市町村あるいは廃棄物関係団体からの支援が必要
- 災害時の広域体制の構築にあたっては、都道府県あるいは国（環境省）が担う連絡調整の役割が不可欠
- 災害廃棄物処理に係る広域体制は、原則として、被災都道府県が体制整備に関する調整を実施
- 被災地が複数の都道府県にまたがり、都道府県間の調整が必要となる場合は、都道府県あるいは国（環境省）が広域体制整備に関する調整を実施

以上を踏まえた広域的な相互協力体制（例）を以下に示す。

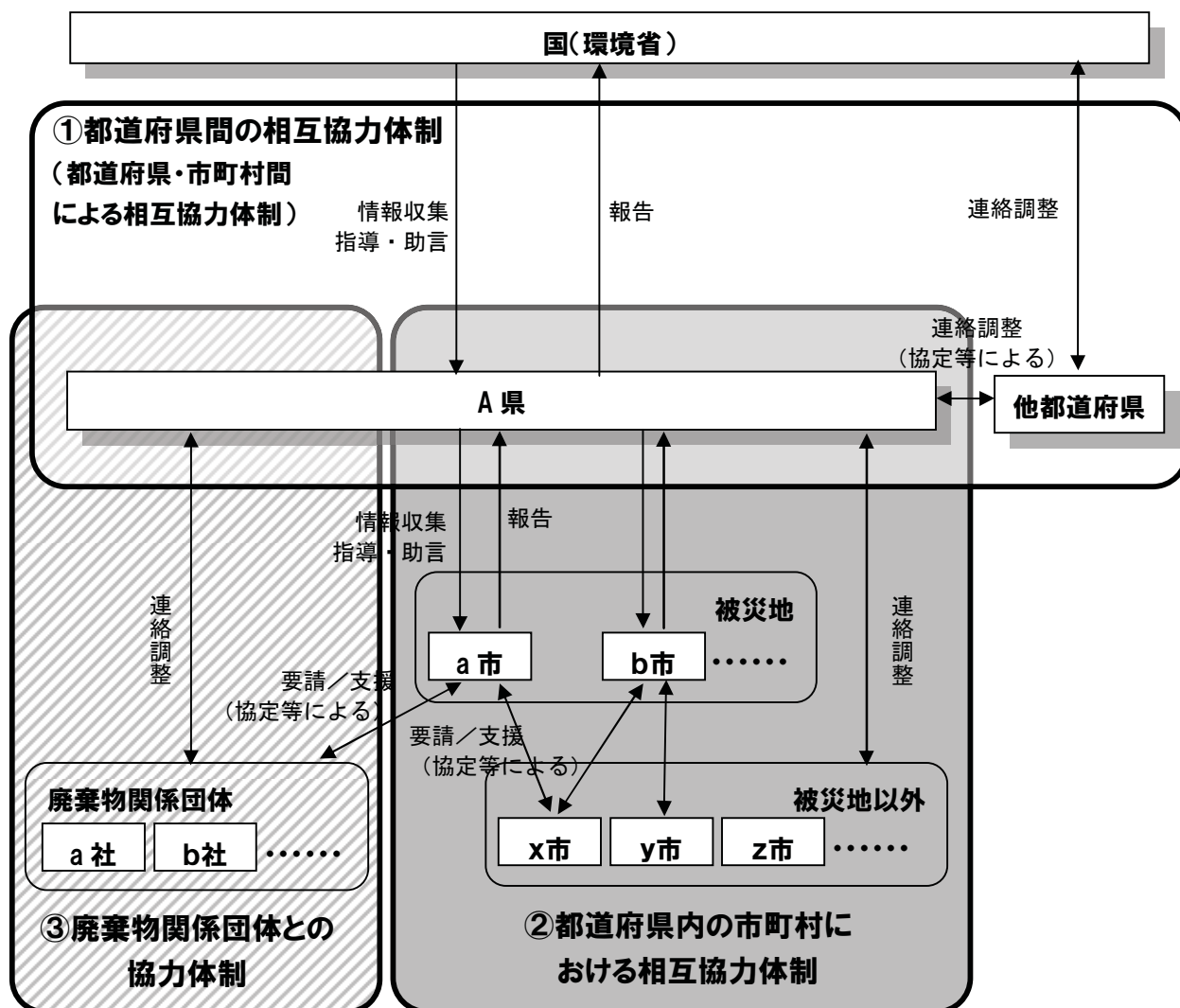


図 2-1 災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制（例）

①都道府県間の相互協力体制

災害時に都道府県域を越えた広域体制を確保するために、平常時から都道府県・市町村間による相互協力体制を協定締結等により整備する。

②都道府県内の市町村における相互協力体制

災害時に都道府県内の市町村間の相互協力体制を円滑に確立するために、平常時から都道府県と市町村間の相互協力体制を協定締結等により整備する。

③廃棄物関係団体との協力体制

災害時に廃棄物関係団体による被災市町村への協力体制を円滑に確立するために、都道府県と廃棄物関係団体との協力体制を協定締結等により整備する。

(4) 相互協力体制の現状

阪神・淡路大震災以降、都道府県間で災害時相互応援協定が全国的に相次いで締結され、相互協力体制が整備された。また、近年、民間団体や民間企業との協力協定も締結が進んでいる。災害廃棄物処理に係る相互協力体制の現状として協定締結状況を以下に整理する。

1) 都道府県間の広域体制

都道府県間の広域体制の特徴を以下に示す。

- ・全国的に地域ブロックごとに複数の都道府県間で包括的な協定が締結されている。
- ・地域ブロックごとの協定を補完する全国的な相互支援協定として、全国 47 都道府県による協定が締結されている。
- ・災害廃棄物処理に特化した協定は見られず、基本的に包括的な相互応援協定である。

【資料7 都道府県間の相互協力体制(例)】

2) 市町村間の相互協力体制

市町村間の相互協力体制の特徴を以下に示す。

- ・市町村間における包括的な相互応援協定は、姉妹都市・友好都市間で締結している場合、近隣の複数市町村間で締結している場合、全国の政令指定都市・中核市等で締結している場合、都道府県内全市町村で締結している場合などの様々な形態で締結されている。
- ・災害廃棄物処理に係る協定は、都道府県内のブロック単位の市町村間で締結されている場合や都道府県内の全市町村で締結している場合も見られる。

【資料5 市町村間の相互協力体制(例)】

3) 廃棄物関係団体との協力体制

都道府県・市町村と廃棄物関係団体との協力体制の特徴を以下に示す。

- ・市町村の協定締結先は、市町村レベルの一般廃棄物・建設関係団体、都道府県レベルの産業廃棄物・解体関係団体、委託・許可業者が多い。
- ・都道府県の協定締結先は、都道府県レベルの一般廃棄物・産業廃棄物・解体・建設関係団体が多い。
- ・ひとつの廃棄物関係団体が、都道府県とその都道府県下の複数市町村と各々締結している事例が見られる。
- ・建設関係団体は、応急復旧工事、道路障害物除去、建築物解体撤去等に係る協定を締結している。

【資料6 廃棄物関係団体との協力体制(例)】

(5) 広域体制の検討手順

関係する都道府県・市町村の廃棄物部局において、災害廃棄物処理に係る広域体制整備を目的とした検討手順（例）を以下に示す。

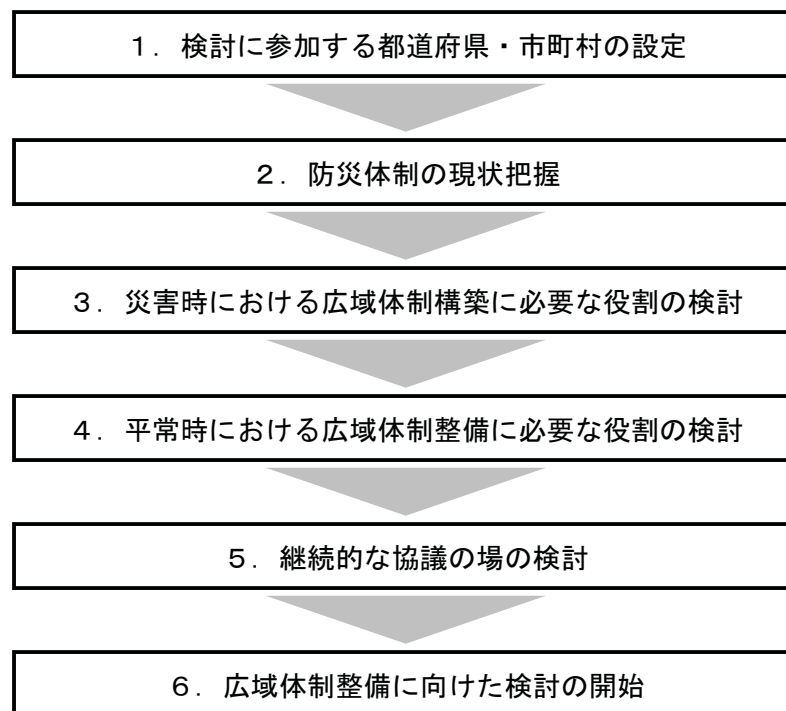


図 2-2 広域体制の検討手順（例）

1) 検討に参加する都道府県・市町村の設定

災害廃棄物処理に係る広域体制の検討に参加する都道府県・市町村の構成と範囲について、地域における廃棄物処理や防災対策に係る既存の体制・組織の対象範囲、国の地方組織の管轄範囲等を勘案して設定する。また、都道府県、政令市、市町村、一部事務組合等の構成は様々なパターンが考えられるが、地域ごとの既存の体制・組織を踏まえて、都道府県のみあるいは都道府県と政令市等の市町村等の構成を設定することが望ましい。

【資料2 平常時の広域体制における都道府県・市町村の構成（例）】

2) 防災体制の現状把握

都道府県・市町村の災害廃棄物担当者による会議を開催し、過去の災害事例をもとに、広域体制についての現状を把握して、課題を協議して、広域体制の必要性について共通認識を得る。現状把握に係る調査項目（例）としては以下の通りである。

①過去災害時の被災市町村における廃棄物処理事例調査

阪神・淡路大震災や近年の大規模震災（中越地震、能登半島地震、中越沖地震、等）、近年の大規模水害（東海豪雨、平成16年台風、等）、地域における過去の災害における廃棄

物処理の事例を調査する。

【資料3 被災市町村における対応事例】

②都道府県及び市町村における廃棄物処理に係る防災体制整備状況調査

都道府県及び市町村における災害廃棄物処理に係る計画・マニュアル等策定状況や災害廃棄物処理に係る施設・資機材等の整備状況、都道府県・市町村間・廃棄物関係団体との協定締結状況を調査する。

③都道府県間の広域体制の現状調査

都道府県間の広域的な相互協力体制の現状、廃棄物処理や防災対策に係る既存の体制あるいは組織について調査する。

3) 災害時における広域体制構築に必要な役割の検討

災害時における市町村、都道府県、国（環境省）のそれぞれの役割分担を整理した上で、広域体制構築のために必要な役割を検討する。また、既存の広域的な防災体制がある場合は、防災部局等から情報収集を行い、現状の体制・組織について十分に把握する。

4) 平常時における広域体制整備に必要な役割の検討

平常時における市町村、都道府県、国（環境省）のそれぞれの役割分担を整理した上で、広域体制整備のために必要な役割を検討する。また、既存の廃棄物処理や防災対策に係る広域体制がある場合は、そこでの平常時の検討事項や取り組みについても十分に把握する。

5) 継続的な協議の場の検討

大規模災害に備えて、平常時においては、都道府県・市町村の災害廃棄物担当者間での課題の検討や情報共有が必要であり、そのためには継続的な協議の場を設けることが重要である。防災部局や廃棄物部局による都道府県・市町村間の協議の場がある場合は、その中で災害廃棄物に係る協議を実施可能か検討・調整することが望ましい。また、既存の協議の場がない場合は、参加都道府県・市町村間で協議の場の必要性について共通認識を持った上で、新たな協議の場を設置することが望ましい。その際、必要に応じて、各都道府県・市町村において防災部局との連携や調整を行う。

6) 広域体制整備に向けた検討の開始

災害廃棄物に係る協議の場において都道府県・市町村担当者間で災害廃棄物処理に係る情報共有や広域体制整備に向けた検討を実施する。

第3章 広域体制に係る平常時対応

本章では、広域体制整備のために必要な役割を有した協議の場（協議会、連絡会議、等）における平常時対応を整理する。

（1）相互協力体制に係る役割

平常時における市町村、都道府県、国の災害廃棄物処理に係る相互協力体制における役割を以下に整理する。

これらのうち、平常時の広域体制整備のために必要な役割は、以下の通りである。

- ①広域体制整備に係る情報共有
- ②広域体制整備に係る検討
- ③継続的な会議の開催

表 3-1 広域体制に係る平常時の役割 (例)

項目	市町村	都道府県	国 (環境省)
① 廃棄物処理施設の耐震・防災対策	<ul style="list-style-type: none"> ・対策実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村からの情報収集 ・市町村への指導・助言 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県からの情報収集 ・都道府県・市町村への技術的・財政的援助
② 災害廃棄物処理計画	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村計画・マニュアル策定 ・市町村内の資機材・施設の情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県計画・マニュアル策定 ・市町村への計画策定指導・助言 ・情報共有方法の検討 ・広域体制検討・調整 ・都道府県内の資機材・施設等の情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・指針策定 ・都道府県・市町村への指導・助言
③ 都道府県間の相互協力体制	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県との連絡体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県との連絡体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国的な支援体制に関する検討 ・都道府県・市町村への指導・助言
④ 市町村間の相互協力体制	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺市町村との協議・協定検討 ・周辺市町村担当者の連絡先の把握 ・周辺市町村との情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県内市町村の協定検討 ・市町村担当者の連絡先の把握 ・市町村の資機材・施設等の調査・把握 ・市町村間の情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県・市町村への指導・助言
⑤ 廃棄物関係団体との協力体制	<ul style="list-style-type: none"> ・委託・許可業者、廃棄物関係団体との協議・協定締結 ・担当者の連絡先の把握 ・支援可能な資機材・施設の調査・把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物関係団体との協議・協定締結 ・担当者の連絡先の把握 ・支援可能な資機材・施設の調査・把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国的な支援体制に関する検討 ・全国団体の連絡先の把握
⑥ 関連部局との連携体制	<ul style="list-style-type: none"> ・防災部局等との調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災部局等との調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・中央防災会議の動向把握 ・関連省庁との調整
⑦ 国との連絡体制	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省・地方環境事務所担当者の連絡先の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省・地方環境事務所担当者の連絡先の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災都道府県・市町村との連絡先の把握 ・地方環境事務所との連絡先の把握
⑧ 災害廃棄物対策に関する会議	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県内市町村の協議の場への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県内市町村の協議の場の開催・参加 ・都道府県間の協議の場への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・(必要に応じて) 参加

(2) 広域体制整備に係る情報共有

- 都道府県は、市町村の防災体制整備状況について情報を収集・集約して、広域体制整備に必要な情報について都道府県間の情報共有をはかる。
- 都道府県は、災害時の協力支援に役立つ情報を速やかに共有するために、平常時から都道府県間で共有すべき情報を整備して、定期的に更新する。

①市町村からの情報収集・集約

都道府県は、下記に例示する市町村の防災体制整備状況について、市町村から情報収集・集約する。

- ・ 廃棄物処理施設の耐震・防災対策の整備状況
- ・ 施設の運転・補修に必要な資機材備蓄状況
- ・ 災害廃棄物処理計画策定状況
- ・ 廃棄物関係団体との協定締結状況

【資料8 情報共有項目(例)】

②他都道府県への情報提供

都道府県は、収集した情報のうち、下記に例示する広域体制整備に必要な情報について都道府県間の情報共有を行う。

- ・ 都道府県・市町村における協定締結状況
- ・ 都道府県・市町村の担当者の連絡リスト
- ・ 市町村の資機材・施設のリスト

③情報共有方法の検討

都道府県間で共有が望ましい情報を整理し、共有方法を検討する。なお、都道府県・市町村間での有効な共有方法として、広域防災マップ・データベース等の構築が挙げられる。

【資料9 データベース・広域防災マップ(例)】

④情報の収集・更新

都道府県・市町村は、災害発生時に備えて、共有すべき情報を定期的に更新する。

(3) 広域体制整備に係る検討

- 大規模災害が発生した場合の災害廃棄物処理に係る広域体制のあり方や構築のながれについて都道府県・市町村間で検討を行う。
- 都道府県内の市町村間の相互協力体制や都道府県と廃棄物関係団体との協力体制について、都道府県・市町村間で検討・調整を行う。

①広域体制の役割の検討

大規模災害時の都道府県・市町村の役割分担について検討を行うとともに、各都道府県・市町村内部での防災部局との連携や役割分担についても検討を行う。

②災害時の支援要請のルール・手続きの検討

被災都道府県・市町村の支援要請の方法や支援市町村の支援の手続き等について都道府県・市町村間で検討を行う。都道府県域内の市町村や廃棄物関係団体が他都道府県の市町村を支援する場合のルールについて検討・調整を行う。

【資料1-1 災害後の協力体制構築行動フロー（例）】

③防災部局との調整

災害廃棄物処理に係る広域体制のあり方の検討結果を踏まえて、必要に応じて、既存の体制・組織あるいは各都道府県防災部局に調整をはかる。

(4) 継続的な会議の開催

- 災害廃棄物処理に係る防災体制についての定期的な情報交換や協議の場として、複数の都道府県・市町村担当者が一堂に会する会議を開催する。

①会議の定期的な開催・運営

都道府県・市町村の災害廃棄物担当者が参加する会議を定期的を開催し、その運営を行う。

②都道府県・市町村間の情報共有

各都道府県の防災体制整備状況等について都道府県・市町村間で情報共有を行う。

③広域体制に係る検討・調整

広域体制に係る課題や調整事項について都道府県・市町村間で検討を行う。

第4章 広域体制に係る災害時対応

本章では、広域体制構築のために必要な役割を有した調整の場（協議会、連絡会議、等）における災害時対応を整理する。

（1） 相互協力体制に係る役割

災害時における市町村、都道府県、国の災害廃棄物処理に係る相互協力体制における役割を以下に整理する。

これらのうち、災害時の広域体制構築のために必要な役割は、以下の通りである。

- ①広域体制構築に係る相互連絡
- ②広域体制構築に係る情報共有
- ③広域体制構築に係る調整

表 4-1 広域体制に係る災害時の役割 (例)

項目	市町村	都道府県	国 (環境省)
① 被災状況・被害状況	<ul style="list-style-type: none"> 市町村内の情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> 被災市町村からの情報収集・集約 被災していない市町村への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県からの情報収集
② 災害廃棄物処理	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県との相互連絡 実施 (処理主体) 支援受入体制構築 支援市町村・業者との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> 処理方針・処理計画策定指針の作成・通知 被災市町村への技術支援 被災市町村への職員派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県・市町村への指導・助言 被災都道府県・市町村への職員派遣 国庫補助に係る災害査定
③ 市町村間の相互協力体制	<ul style="list-style-type: none"> 周辺市町村との相互連絡 周辺市町村への支援要請 都道府県への支援要請 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村との相互連絡 被災市町村から支援要請内容の集約 被災していない市町村から支援可能内容の集約 市町村間の支援計画の検討・調整 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村への指導・助言 全国的な支援体制に関する調整
④ 都道府県間の相互協力体制	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県への支援要請 	<ul style="list-style-type: none"> 他都道府県との相互連絡 他都道府県への支援要請 国への支援要請 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県への指導・助言 全国的な支援体制に関する調整
⑤ 廃棄物関係団体との協力体制	<ul style="list-style-type: none"> 委託・許可業者、廃棄物関係団体への支援要請 	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物関係団体への支援要請 廃棄物関係団体から支援可能な内容の集約 廃棄物関係団体の支援計画の検討・調整 	<ul style="list-style-type: none"> 全国的な支援体制に関する調整 全国団体への支援要請
⑥ 関連部局との連携体制	<ul style="list-style-type: none"> 防災部局からの情報収集 防災部局との調整 	<ul style="list-style-type: none"> 防災部局からの情報収集 防災部局との調整 	<ul style="list-style-type: none"> 関連省庁からの情報収集 関連省庁との調整
⑦ 国との連絡体制	<ul style="list-style-type: none"> 環境省・地方環境事務所との相互連絡 	<ul style="list-style-type: none"> 環境省・地方環境事務所との相互連絡 国への処理方針等の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 被災都道府県・市町村との相互連絡 地方環境事務所との相互連絡
⑧ 処理状況・支援状況	<ul style="list-style-type: none"> 市町村内の情報収集 支援市町村・業者からの情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> 被災市町村からの情報収集・集約 都道府県間の情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県からの情報収集

(2) 広域体制構築に係る相互連絡

- 都道府県は、広域体制構築にあたって、必要な連絡体制を確立する。

①連絡体制の確立

都道府県は、平常時に整備した連絡体制表等に基づき、広域体制を構築するために必要な連絡体制を速やかに確立する。また、必要に応じて都道府県・市町村担当者による連絡調整のための会議を開催する。

- ・ 都道府県間の連絡体制
- ・ 都道府県と市町村との連絡体制
- ・ 都道府県と廃棄物関係団体との連絡体制
- ・ 都道府県と環境省・地方環境事務所との連絡体制

【資料10 連絡体制（例）】

(3) 広域体制構築に係る情報共有

- 都道府県は、市町村から広域体制構築に係る情報収集・集約を行う。
- 都道府県は、広域体制構築に必要な情報について都道府県間の情報共有をはかる。

①被災市町村からの情報収集・集約

平常時に整備している連絡体制表及びリストに従って、被害情報や必要な支援内容に関する情報について各市町村から情報を収集して集約する。

②被災していない市町村からの情報収集・集約

支援可能な内容に関する情報について被災していない市町村から情報を収集して集約する。

③市町村への情報提供

被災市町村における被災状況や被害状況、支援市町村における支援可能な内容について、市町村に情報提供を行う。

④他都道府県への情報提供

市町村から集約した情報のうち、広域体制構築に必要な情報について他都道府県に情報提供を行う。

【資料8 情報共有項目（例）】

(4) 広域体制構築に係る調整

- 都道府県間の広域体制の構築にあたって、都道府県間の必要な調整を行う。
- 都道府県は、市町村や廃棄物関係団体による協力体制の構築にあたって、市町村間や廃棄物関係団体との必要な調整を行う。

①被災市町村からの支援要請内容の集約

都道府県は、被災市町村からの支援要請の内容を収集・集約する。

②市町村や廃棄物関係団体からの支援可能な内容の集約

都道府県は、市町村や廃棄物関係団体から支援可能な内容を収集・集約する。

③広域体制に係る支援計画の検討

都道府県間で協議・調整の上、市町村や廃棄物関係団体による被災都道府県・市町村への支援計画を検討する。必要に応じて、被災市町村への支援に係る事務手続きや費用負担についても検討・調整する。

④広域体制に係る連絡調整

市町村、廃棄物関係団体による被災市町村への広域的な支援について、災害廃棄物処理の進捗状況に応じて、都道府県・市町村間の連絡調整を行う。

【資料 1 1 災害後の協力体制構築行動フロー（例）】

第5章 おわりに

被災地が複数の都道府県にまたがるような大規模災害が発生した場合、被害は甚大であり、また膨大な廃棄物が発生することが想定される。被災都道府県が広範囲にわたる場合、市町村、都道府県や廃棄物関係団体による広域体制の整備が不可欠と考えられる。そこで、各都道府県は自区域内の廃棄物処理に係る防災体制を整備するだけでなく、周辺都道府県とともに広域的な相互協力体制を検討のうえ整備することが望ましい。

手引きでは、市町村、都道府県、国（環境省）の災害時の廃棄物処理に係る役割を踏まえて、広域体制のあり方を例示し、広域体制の必要性を示した。そして、広域体制整備に向けた具体的な役割や対応を平常時、災害時に分けて整理した。

今後は、手引きを参考に、都道府県・市町村において、地域ごとの実情の応じ、広域体制のあり方の検討、体制整備に向けた取り組みが進展することを期待する。